

公共工事標準請負契約約款 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
建 設 工 事 請 負 契 約 書 一～三 (略) 四 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 (削る) 五～十 (略) (略) (関連工事の調整) 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。 <u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u> (請負代金内訳書及び工程表) 第三条 (A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。 2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保</u>	建 設 工 事 請 負 契 約 書 一～三 (略) 四 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 <u>[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。</u> 五～十 (略) (略) (関連工事の調整) 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。 (新設) (請負代金内訳書及び工程表) 第三条 (A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。 2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示</u>

<u>険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u> <u>〔注〕「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。</u>	するものとする。
3 （略） 第三条（Ｂ） 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u> <u>〔注〕「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。</u> 3 （略）	3 （略） 第三条（Ｂ） 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u> 3 （略）
<u>（適正な労務費の確保等）</u> 第三条の二（Ａ） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、<u>労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> 2 発注者は、<u>前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u> 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 <u>適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u> 二 <u>労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する</u>	（新設）

- 者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
- イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
- ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
- ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
- ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面
- 〔注〕第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。
- （適正な労務費の確保等）
- 第三条の二（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があ

（新設）

ると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

〔注〕第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

〔注〕第三条の二は（Ａ）又は（Ｂ）を使用し、使用しない場合は削除する。

第七条の二（Ａ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一～三 （略）

2～3 （Ｂ） （略）

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 （略）

二 （Ａ）・（Ｂ）（略）

（Ｃ）監理技術者補佐（建設業法第二十六条第三項第二号に規定する者をいう。以下同じ。）

三 （略）

〔注〕（Ｂ）は、建設業法第二十六条第二項の規定に該当する場合に、（Ａ）は、それ以外の場合に使用する。（Ｃ）は、（Ｂ）を使用する場合において、同法第二十六条第三項第二号の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

〔 〕の部分には、同法第二十六条第三項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2～5 （略）

第七条の二（Ａ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一～三 （略）

2～3 （Ｂ） （略）

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 （略）

二 （Ａ）・（Ｂ）（略）

（Ｃ）監理技術者補佐（建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三 （略）

〔注〕（Ｂ）は、建設業法第二十六条第二項の規定に該当する場合に、（Ａ）は、それ以外の場合に使用する。（Ｃ）は、（Ｂ）を使用する場合において、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

〔 〕の部分には、同法第二十六条第三項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2～5 （略）

(工期の変更方法)

第二十四条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十二条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

〔注〕 ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

- 3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更)

第二十五条 (A) 請負代金額の変更については、数量の増減が内訳書記載の数量の百分の○を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適當な場合で特別な理由がないとき又は内訳書が未だ承認を受けていない場合にあっては変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(工期の変更方法)

第二十四条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十二条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

〔注〕 ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(新設)

(請負代金額の変更方法等)

第二十五条 (A) 請負代金額の変更については、数量の増減が内訳書記載の数量の百分の○を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適當な場合で特別な理由がないとき又は内訳書が未だ承認を受けていない場合にあっては変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(新設)

[注] (A) は、第三条 (A) を使用する場合に使用する。

「百分の○」の○の部分には、たとえば、二十と記入する。「○日」の○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

第二十五条 (B) 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] (B) は、第三条 (B) を使用する場合に使用する。○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十六条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、

[注] (A) は、第三条 (A) を使用する場合に使用する。

「百分の○」の○の部分には、たとえば、二十と記入する。「○日」の○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

第二十五条 (B) 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] (B) は、第三条 (B) を使用する場合に使用する。○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(新設)

3 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十六条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、

(内訳書及び)

(A) []に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

(B) 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] (内訳書及び)の部分は、第三条(B)を使用する場合には削除する。

(A)は、変動前残工事代金額の算定の基準とすべき資料につき、あらかじめ、発注者及び受注者が具体的に定め得る場合に使用する。[]の部分には、この場合に当該資料の名称(たとえば、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料の名称)を記入する。○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(内訳書及び)

(A) []に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

(B) 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] (内訳書及び)の部分は、第三条(B)を使用する場合には削除する。

(A)は、変動前残工事代金額の算定の基準とすべき資料につき、あらかじめ、発注者及び受注者が具体的に定め得る場合に使用する。[]の部分には、この場合に当該資料の名称(たとえば、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料の名称)を記入する。○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨
をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間
で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定す
るあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請し
たことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第三十五条 (A) (略)

2～5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第四項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7～9 (略)

(前払金の使用等)

第三十七条 (A) 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の百分の〇〇を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

[注] 〇〇の部分には、たとえば、二十五と記入する。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(前払金の使用等)

第三十七条 (B) 受注者は、前払金（中間前払金を含む。）をこの工事の材料

(新設)

(前金払及び中間前金払)

第三十五条 (A) (略)

2～5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第四項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7～9 (略)

(前払金の使用等)

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(新設)

(新設)

費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

〔注〕 この工事において認められている前払金の使途の範囲に応じて、（Ａ）又は（Ｂ）を選択して使用する。